

申告書は自分で書いて  
お早めに

# 所得税、市・県民税の

# 申告が始まります

正しい申告と納税に  
ご協力を

所得税と市・県民税は個人の所得にかかる税金で、前年（平成12年中）の1月1日から12月31日までの1年間の所得を、自分で正しく計算して申告書を作成する「自主記載・自書申告」となっています。また、作成した確定申告書は、できるだけ郵送していただくようお願いいたします。

今年も申告時期が近づいてきましたので、早めにご準備ください。

## ★申告書はあなたにも書けます

刈谷税務署・安城市役所では、ご自身で申告書を作成できるように職員の指導（アドバイス）を受けながら、ご自身で申告書を書いていただくことを勧めています。

なお、確定申告期間中は窓口が大変混雑しますので、「申告の手引き、記載例」などを参考に、できるだけご自身で申告書を作成してみましょう。提出は郵送でもできます。 ※市・県民税の申告書を提出する人は、返信用封筒をご利用ください。

## ★申告が必要な人

- ①営業、農業、その他事業の所得があった人
- ②家賃、地代、配当などの所得があった人
- ③給与のほかにも所得があった人
- ④2カ所以上からの給与を受け取った人
- ⑤所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取った人
- ⑥土地、建物などの譲渡所得があった人
- ⑦公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）などの所得があった人で、社会保険料などの控除を受けようとする人
- ⑧そのほか上記以外の所得があった人

## ★申告用紙は1月下旬に発送します

申告の用紙は、昨年の状況に基づき申告が必要と思われる人に、1月下旬に発送します。

もし届かない場合は、申告会場か市民税課（所得税の確定申告書については刈谷税務署）でお受け取りください。なお、給与所得の人で還付申告の場合は、申告用紙は送付していません。

## ★申告書の様式が変更になります

所得税の確定申告用紙の一部が、コンピューターで文字を読み取る「OCR様式」に変更になりましたので、ご注意ください。

変更書類▷確定申告書（一般用・年金用・分離用）、青色決算書、収支内訳書など

## ★申告に必要なもの

- ①確定申告書または市・県民税申告書
- ②所得の明細（源泉徴収票、収支内訳書）など



③所得から差し引かれる社会保険料（国民健康保険税、国民年金掛金、介護保険料など）の支払金額がわかるもの、生命保険料・損害保険料などの控除証明書



④配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入がある時はその所得金額のわかるもの（源泉徴収票など）



⑤不動産所得を申告する人は固定資産税額のわかるもの

⑥認め印・筆記用具・電卓

## ★国民健康保険・国民年金などの納付証明、農業所得のお知らせ額は別便で郵送します



上記の納付額証明書やお知らせ額の通知は、該当する人に、確定申告書とは別に市役所から直接送付しますので、申告の際は忘れずにご持参ください。なお、国民健康保険・国民年金の納付証明書の再発行、納付額については国保年金課へ、介護保険料（自分で直接納付した人に限る）の納付証明書の再発行、納付額については高齢福祉課へ、農業所得のお知らせ額については市民税課へお問い合わせください。



## ★出張納税相談会場の日程

※今年度から相談会場を変更した地区がありますので、お近くの会場へお出かけください。

月 日	相 談 会 場	
1月30日(火)	東端町公民館	J A 志貴支店
1月31日(水)	二本木コミュニティセンター	J A 箕輪支店
2月1日(木)	北部公民館	J A 生活館
2月2日(金)	今村公会堂	
2月5日(月)	J A 桜井南支店	J A 古井支店
2月6日(火)	安祥公民館	
2月7日(水)	J A 小川集会場	J A 三ツ川集会場
2月8日(木)	作野公民館	榎前町公民館
2月9日(金)	高棚町農民センター	
2月13日(火)	和泉町公民館	福金町農民会館
2月14日(水)	東部公民館	新田町公民館
2月15日(木)	根崎町公民館	城ヶ入町内会事務所
2月16日(金) ～3月15日(木)	市役所大会議室（本庁舎3階） ※土・日曜日を除く	



※J A = あいち中央農協

●相談時間は午前9時～正午、午後1時～4時

市役所では2月15日(木)までは受け付けできませんので、お間違えないようお願いいたします。



◇出張納税相談会場では、次の人は受け付けできませんので、市役所または刈谷税務署までお越しください。



①営業など事業所得のある人

②青色申告書を提出する人



③土地、家屋などの譲渡所得のある人

## ★タッチパネルのご利用を

画面上の該当箇所をタッチ（押す）することにより、自動計算され申告書が作成される「タッチパネル」を市役所申告会場に設置します。簡単な操作ですのでぜひご利用ください。

利用できるのは還付申告の人で、医療費控除を受ける人、中途退職した人、2カ所以上からの給与と所得がある人です。

## ★検算コーナーのご利用を

申告書を自分で作成した人で、検算を要望する人は、受付窓口申し出てください。

## ★ホームページをご利用ください

税の相談にお答えする「タックスアンサー」や申告書の書き方がわかる刈谷税務署の「ホームページ」を開設して情報の提供をしていますので、ご利用ください。タックスアンサー⇒<http://www.taxanser.nta.go.jp> 刈谷税務署⇒<http://www.nagoya.nta.go.jp/kariya>

## サラリーマンの所得税の還付申告

### ★昨年中にローンで家を建てた人

●申告に必要なもの（申告書に添付し提出していただきます）

①家屋の登記簿謄（抄）本、または登記事項証明書（法務局で発行）など

②建築確認通知書の写しまたは増改築等工事証明書など（増改築の場合）

③家屋の取得価格・取得年月日のわかるもの（売買契約書、建築工事の請負契約書、領収書などの写し）

※住宅ローンに含まれる敷地などの購入に係るローンなどについてこの控除の適用を受ける場合は、その敷地などの登記簿謄（抄）本、その敷地などの分譲に係る契約書などで、その敷地などの取得価額・取得年月日を明らかにする書類またはその写し

④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（借入先の金融機関で発行）

⑤住民票（平成13年1月1日以降発行のもの）

※住民票の異動がない人は入居した年月日が明らかになる書類をお持ちください。

⑥源泉徴収票 ⑦認め印

※出張納税相談会場にお越しの人は、契約書などのコピーを必ずお持ちください。その場でコピーはできませんのでお願いします。

### ★一定額以上の医療費を支出した人

●申告に必要なもの

①治療費、医療品の購入などの領収書（領収書の日付が



平成12年中のもの）

②国民健康保険の高額療養費、社会保険、生命保険、損害保険からの給付金など補てんされる金額の明細書

③源泉徴収票 ④認め印



### ★一定額以上の災害・盗難にあった人

●申告に必要なもの

①り災証明書など被害を証明するもの

②損害金額のわかるもの

③保険金などで補てんされる金額の明細書

④源泉徴収票 ⑤認め印

※平成12年9月11日の東海豪雨による被害を受けた資産のある人は刈谷税務署にお問い合わせください。



### ★昨年の途中で退職して 年末調整の済んでいない人

●申告に必要なもの

①所得控除が済んでいない事項について、その明細のわかるもの

②源泉徴収票

③給与から控除された以外の社会保険料、生命保険料及び損害保険料の証明書などその支払金額のわかるもの

④認め印

※所得税が還付になる人は、還付金の受取口座（金融機関名、口座番号〔本人名義に限る〕）をご確認のうえお越しください。



なお、ここに記載した内容は基本的な事項についての説明です。詳しくは、刈谷税務署（☎(21)6211）、市役所市民税課、または申告会場（相談会場）でお尋ねください。また会場は混雑しますので、時間に余裕をもったご来場、車の駐車は婦人会館駐車場をご利用ください。



### 年金受給者を対象に

#### 申告書の書き方の説明会を開催します

12年分の確定申告書の書き方を指導し、申告書を作成する説明会を開催します。書き方の不明な人はぜひお越しください（今回の対象は、年金のみを受給している人です。年金以外に収入のある人は対象外です）。

とき▷2月7日(水)・14日(水)いずれも午後7時～8時30分

ところ▷文化センター大会議室 定員▷各50人（先着順）

持ち物▷①年金の源泉徴収票 ②認め印・筆記用具・電卓

③所得から差し引かれる社会保険料（国民健康保険税など）の支払金額のわかるもの、生命保険料・損害保険料などの控除証明書

④配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入があるときは、その所得金額のわかるもの（源泉徴収票など）

⑤申告書が送付された人は、その申告書 申し込み▷1月25日(木)から電話で市民税課まで お問い合わせ▷市民税課